

【客観的指標】

客観的指標	自己分析	自己分析の説明
市民ニーズ	増える	市民ニーズは増えることが予想される
	維持	市民ニーズは今後も維持することが予想される
	減る	市民ニーズは今後は減ることが予想される
	測ることはなじまない	市民ニーズを測ることはなじまない
実施根拠	法律・政令	法律・政令により事務処理が定められている事業
	条例	法律・政令に定めがないもののうち、市条例で定めている事業
	規則・方針	法律・政令・条例に定めがないもののうち、市規則や方針決裁等で定めている事業
	なし	該当なし
妥当性	国水準に上乗せ・横出しあり	国の基準に照らして、サービスの対象や水準が上回っている（上乗せ・横出し）
	他都市より上乗せ・横出しあり	他都市と比較して、サービスの対象や水準が上回っている
	国・県事業と類似・重複	国または県のサービスと類似・重複している
	民間と競合	民間のサービスと競合している
	該当なし	該当なし
事業実績	目標を上回った	事業実績が目標を上回った
	目標を概ね達成	事業実績は目標を概ね達成できている
	目標を下回った	事業実績が目標を下回った
	実施しなかった	事業を実施しなかった
	目標設定になじまない	目標を設定することはなじまない
(1)実施主体	委託等不可	外部委託が不可能な事業である
	委託等の拡大不可	既に外部委託しており、範囲等の拡大はできない
	委託等の拡大が可能	既に外部委託しており、更に範囲等の拡大が可能である
	一部委託等が可能	まだ外部委託を実施していないが、一部可能である
	全部委託等が可能	まだ外部委託を実施していないが、全部可能である
	民間移管が可能	民間移管が可能（一部または全部）である
	補助事業化が可能	補助事業への転換が可能（一部または全部）である
	補助事業が規定の終期を迎えてる	補助事業であるが「負担金・補助金・交付金の見直しに関する指針」（平成27年4月改正、総務局）に示す、当初に設定した終期を迎えてる
(2)実施手法	指針を踏まえ補助事業を見直した	「負担金・補助金・交付金の見直しに関する指針」（平成27年4月改正、総務局）を踏まえ、補助内容を見直した。
	事務改善が可能	AIやRPA等のデジタル化、BPRなど新技術の活用による事務改善により、コストを下げる余地がある
	契約方法の工夫が可能	既存の業務委託等、契約方法の変更などによりコストを下げる余地がある
	民間のノウハウや人材等の活用が可能	協働、共創による民間のノウハウや人材等の活用を行い、サービス向上や効率化につなげることができる
	財源確保が可能	財源確保の余地がある
負担の公平性	該当なし	該当なし
	求めていない	事業・サービスによる受益のある市民や事業者等から負担を求めることが可能であるが、求めていない
	負担割合の工夫が可能	事業・サービスによる受益のある市民や事業者等から負担を求めてはいるが、負担割合の工夫等を行うことにより事業成果の向上を図ることができる
	負担は適切である	事業・サービスによる受益のある市民や事業者等から適切に負担を求めている
	求めるべきではない	事業・サービスに対する負担を求めるべきではない
	なじまない	負担の公平性を図ることはなじまない